

令和6年3月13日

報道関係者 各位

市川市 総務部長 蛸島 和紀

職員の処分について

地方公務員法に基づき、下記のとおり職員の処分（2件）を行いましたので報告します。

記

1. 旅費（費用弁償）の不正受給（2名）

(1) 処分の理由

①職員A

被処分者は、令和5年4月から10月にかけて、実際はオートバイ等で通勤していたにもかかわらず、公共交通機関を利用していると通勤費を請求し、これにより57,456円の旅費（費用弁償）を不正に受給した。

②職員B

被処分者は、令和5年4月から10月にかけて、実際は徒歩、自家用車等で通勤していたにもかかわらず公共交通機関を利用していると通勤費を請求し、これにより16,092円の旅費（費用弁償）を不正に受給した。

(2) 被処分者

①職員A：スポーツ部 会計年度任用職員（60歳代）

②職員B：スポーツ部 会計年度任用職員（60歳代）

(3) 処分内容

①職員A：減給（10分の1）3月

②職員B：減給（10分の1）3月

(4) 処分年月日

令和6年3月13日

(5) 処分の根拠法令

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号

## 2. 財務事務処理の遅延や虚偽報告等

### (1) 処分の理由

被処分者は、令和2年度から令和5年度にかけて、事業者に対する支払いの遅延、被保護者に対する収入認定処理の懈怠及び虚偽報告等の不適切な事務処理を行った。

### (2) 被処分者

福祉部 主任主事（20歳代）

### (3) 処分内容

減給（10分の1）3月

### (4) 処分年月日

令和6年3月13日

### (5) 処分の根拠法令

地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号

## 3. 市のコメント

全体の奉仕者である職員が、このような事案を起こしたことは誠に遺憾であり、深くお詫び申し上げます。

今後は、このようなことが起こらないよう服務規律の遵守を徹底し、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

### 【本件に関する問い合わせ先】

総務部 人事課長 益子 隆史

047-712-8573（直通）